

第6部 農業経営

解 説

この部には、「農業経営統計調査」の結果から営農類型別経営統計、経営形態別経営統計を掲載した。

なお、営農類型別経営統計について、個人経営体は水田作経営、畑作経営、露地野菜作経営、施設野菜作経営、果樹作経営、酪農経営、繁殖牛経営、肥育牛経営、法人経営体は水田作経営、水田作経営のうち集落営農の集計結果を掲載した。

1 調査の概要

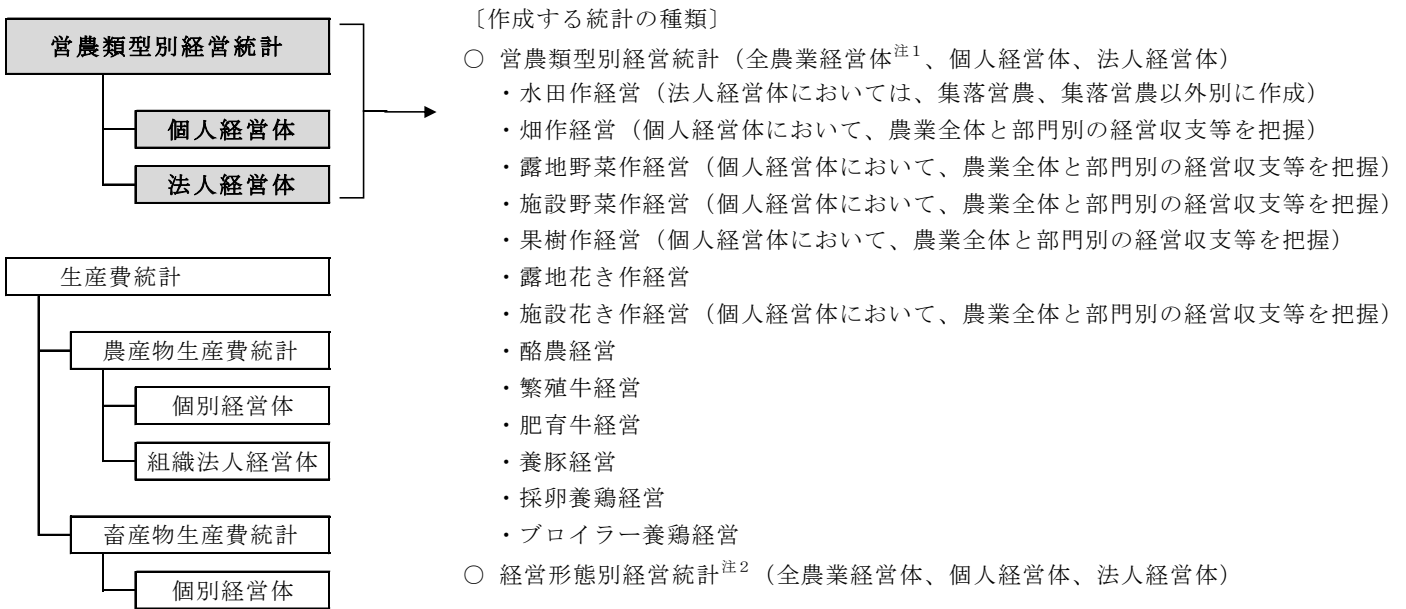
(1) 調査の目的

農業経営統計調査「営農類型別経営統計」は、農産物の販売を目的とする農業経営体の収支状況等の経営の実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的としている。

(2) 調査の体系

農業経営統計調査は、営農類型別経営統計及び生産費統計の2つの体系から構成されており、それぞれ図1のとおりである。

図1 農業経営統計調査の体系図



注：1 全農業経営体とは、個人経営体と法人経営体を合わせて集計したものである。

2 経営形態別経営統計は、13の営農類型にこれら営農類型に属さない其他経営を加えて集計したものである。

(3) 調査の対象

農業経営体のうち農業生産物の販売を目的とする経営体とする。

なお、農業経営体とは、次のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- ア 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業
- イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又はその出荷羽数その他の事業の規模が次に示す農業経営体の外形基準以上の農業
(農業経営体の外形基準)

| | | |
|-------------|-------------------|--|
| 露地野菜作付面積 | 15 a | |
| 施設野菜栽培面積 | 350m ² | |
| 果樹栽培面積 | 10 a | |
| 露地花き栽培面積 | 10 a | |
| 施設花き栽培面積 | 250m ² | |
| 搾乳牛飼養頭数 | 1 頭 | |
| 肥育牛飼養頭数 | 1 頭 | |
| 豚飼養頭数 | 15頭 | |
| 採卵鶏飼養羽数 | 150羽 | |
| ブロイラー年間出荷羽数 | 1,000羽 | |
| その他 | | 調査期間の開始日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模 |

(4) 調査の期間

- ア 個人経営体

当年1月1日から12月31日までの1年間

- イ 法人経営体

調査対象経営体ごとに当年4月から翌年3月までの間に迎えた決算期の終了月前1年間

2 用語の解説

(1) 事業収入

1年間事業を行ったことにより得られた総収益額(売上高)をいい、農業収入、農業生産関連事業収入及び農外事業(林業、漁業、商工業等)収入の合計をいう。

(2) 事業支出

事業収入を得るために、直接的に要した費用(生産原価)及び間接的に関係する事務、営業活動等に要した費用(販売費及び一般管理費)の合計をいい、農業支出、農業生産関連事業支出及び農外事業(林業、漁業、商工業等)支出の合計をいう。

(3) 営業利益

事業収入から事業支出を控除した金額をいう。

(4) 農業粗収益

1年間の農業経営によって得られた総収益額をいい、農業現金収入(農産物の販売収入)、現物外部取引価額(現物労賃及び物々交換によって支払手段とした農産物等の評価額)、農業生産関連事業消費額、農業生産現物家計消費額(家計消費に仕向けられた自家生産農産物の評価額)、年末未処分農産物の在庫価額、共済・補助金等受取金等の合計額から、年始め未処分農産物の在庫価額を控除した金額をいう。

(5) 農業経営費

農業粗収益を得るために要した資材や料金の一切をいう。

- (6) 農業所得
農業所得＝農業粗収益－農業経営費
- (7) 農業生産関連事業
農業経営体が経営する農産加工、農家民宿、農家レストラン、観光農園、貸し農園等の農業に関連する事業であって、①従事者がいること、②当該農業経営体で生産した農産物を使用していること、③当該農業経営体が所有又は借り入れている耕地又は農業施設を利用していること、のいずれかに該当するものをいう。ただし、当該農業経営体とは別の経営体として経営する事業を除く。
なお、農林業センサスでは農業生産関連事業に分類している小売業及び海外への輸出については、農産物の販売形態の一つ（直接販売）であり、本調査では農産物の販売収入としている。
- (8) 付加価値額
生産活動により新たに生み出された価値を金額で表したものであり、次式により計算した。
付加価値額（事業）＝（事業収入＋制度受取金）－（事業支出－（農業の雇人費＋農業の地代・賃借料＋農業の利子割引料＋農業生産関連事業の雇人費））
付加価値額（農業）＝農業粗収益－（農業経営費－（雇人費＋地代・賃借料＋利子割引料））
- (9) 付加価値率（農業）
農業粗収益のうち、どれだけが農業生産によって新たに付加価値額として生み出されたものであるかを示す指標であり、次式により計算した。
付加価値率（農業）＝付加価値額（農業）÷農業粗収益×100
- (10) 労働生産性（従事者1人当たり付加価値額）
従事者1人当たりが生み出す成果（付加価値額）を示す指標であり、次式により計算した。
労働生産性（事業）＝付加価値額（事業）÷事業従事者数
労働生産性（農業）＝付加価値額（農業）÷農業従事者数
- (11) 事業従事者数
農業経営体が経営するいずれかの事業に従事した者（雇用者を含む。）をいう。
- (12) 農業従事者数
15歳以上の農業に従事した者（雇用者を含む。）をいう。
- (13) 経営耕地面積
農業経営に使用する目的で準備された耕作用の土地面積をいう。
- (14) 作付延べ面積
1年間（決算期間）に販売目的で作付けした農作物の作付延べ面積をいう。
- (15) 月平均飼養頭数
月始めの年間延べ頭数を12で除して算出した。
- (16) 自営農業労働時間
農業及び農作業受託に関わる労働時間をいう。

(17) 個人経営体

世帯による農業経営を行う農業経営体のうち、法人格を有しない経営体をいう。

(18) 法人経営体

法人格を有する農業経営体をいい、具体的には会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社、合名・合資会社及び合同会社並びに農業協同組合法（平成22年法律第132号）に基づく農事組合法人等が該当する。

(19) 組織法人経営体

法人経営体のうち、世帯以外で農業経営を行う農業経営体をいう。

(20) 集落営農

組織法人経営体のうち、集落を単位として農業生産過程における一部又は全部について、共同化・統一化に関する合意の下に実施される経営体をいう。

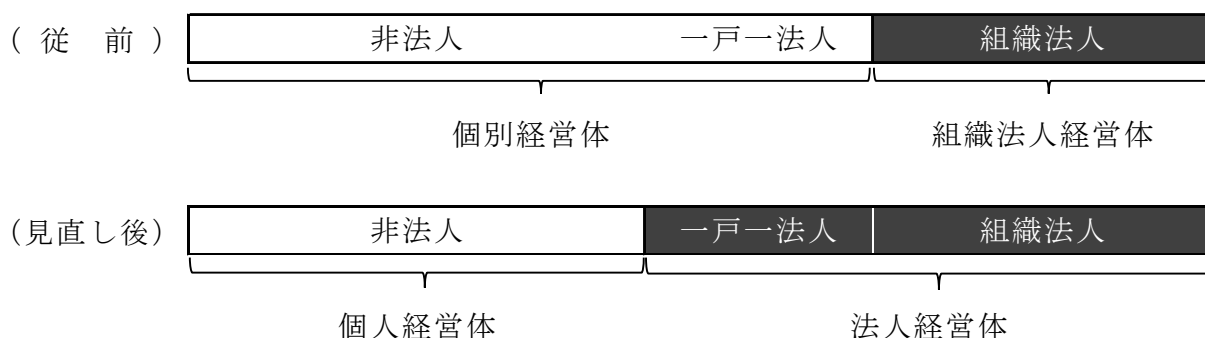
3 調査体系等の見直し

本統計は、令和元年調査から、①法人化の動きが進展する農業経営の実態を的確に把握するため調査対象区分（農業経営体の区分）の見直し、②報告者負担の軽減及び調査の効率化の観点から「所得税青色申告決算書（農業所得用）」等の税務申告資料を転記する調査票に変更する等の見直しを行っており、主な変更点は次のとおりである。

(1) 調査対象区分の見直し

営農類型別経営統計では、農業経営における法人化推進の動きを踏まえ、従前の個別経営体に含まれていた一戸一法人を組織法人経営体に統合し、新たに個人経営体と法人経営体の区分に変更した（図2参照）。

図2 新旧調査対象区分の比較



注：法人経営体のうち組織法人は、農事組合法人及び会社組織による経営体をいう。

(2) 税務申告資料の活用

個人経営体、法人経営体ともに調査項目及び表章項目を会計基準に則った項目に統一し、調査票を税務申告資料から転記する形式に変更した。これにより農業における経営収支を他産業と比較することを可能とした。

具体的には、従来、個別経営体と組織法人経営体で統一されていなかった調査項目及び表章項目の名称を、原則、税務申告資料における「事業収支の概要」や「損益計算書」の各項目の名称に統一した。

また、従来、個別経営体と組織法人経営体の両者を比較するため、組織法人経営体において労務費、地代、人件費及び負債利子を構成員帰属分とそれ以外に区分して把握していたが、統一項目での把握となったことから、構成員帰属分とそれ以外とを区分せずに把握するよう変更した。

これらの変更に伴い、収入及び支出の各項目で接続が困難な項目（不突合項目）が発生したことから、収入項目にあっては図3、支出項目にあっては図4のとおり整理した。

図3 新旧調査体系における収入項目の対応関係

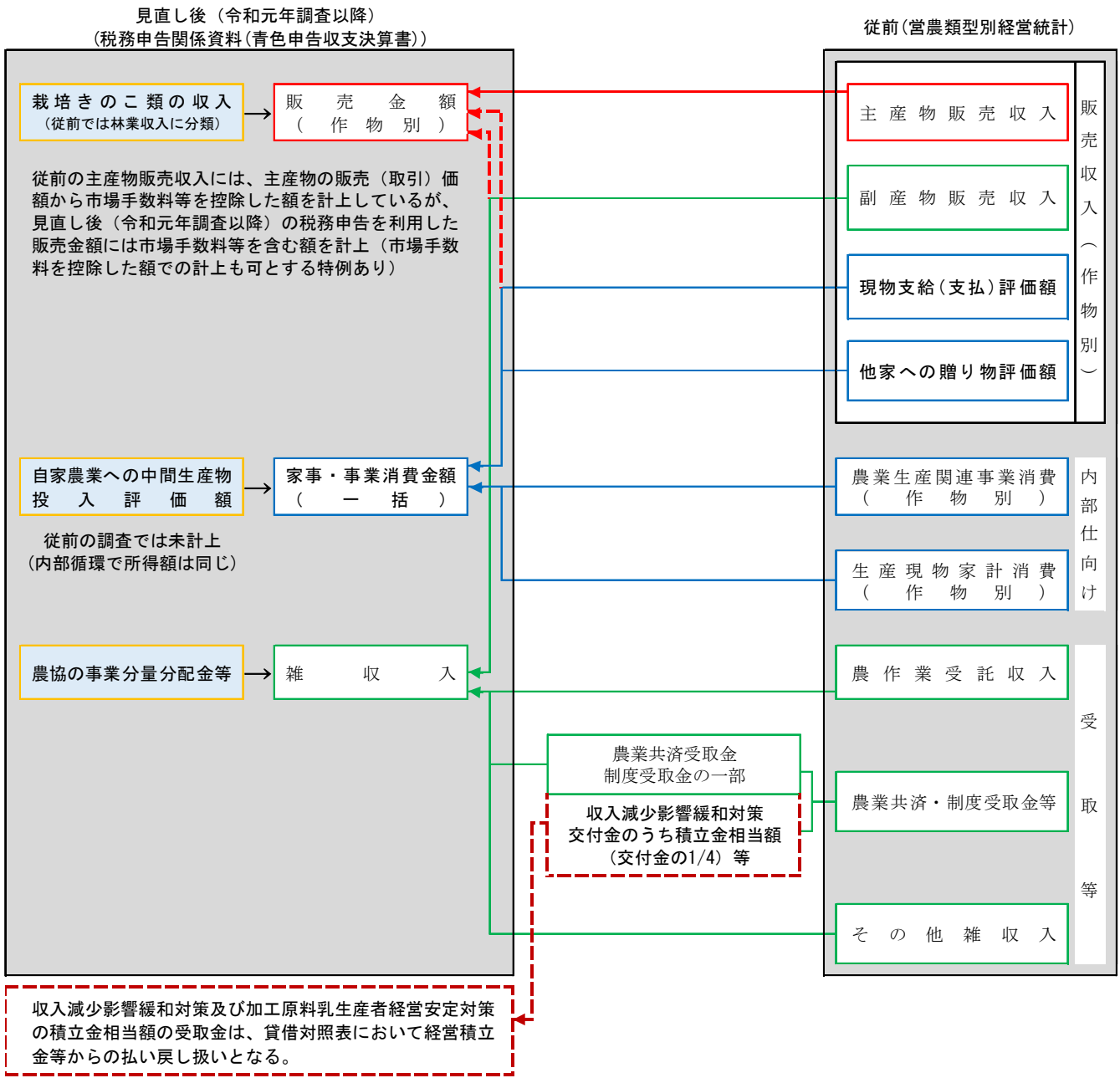
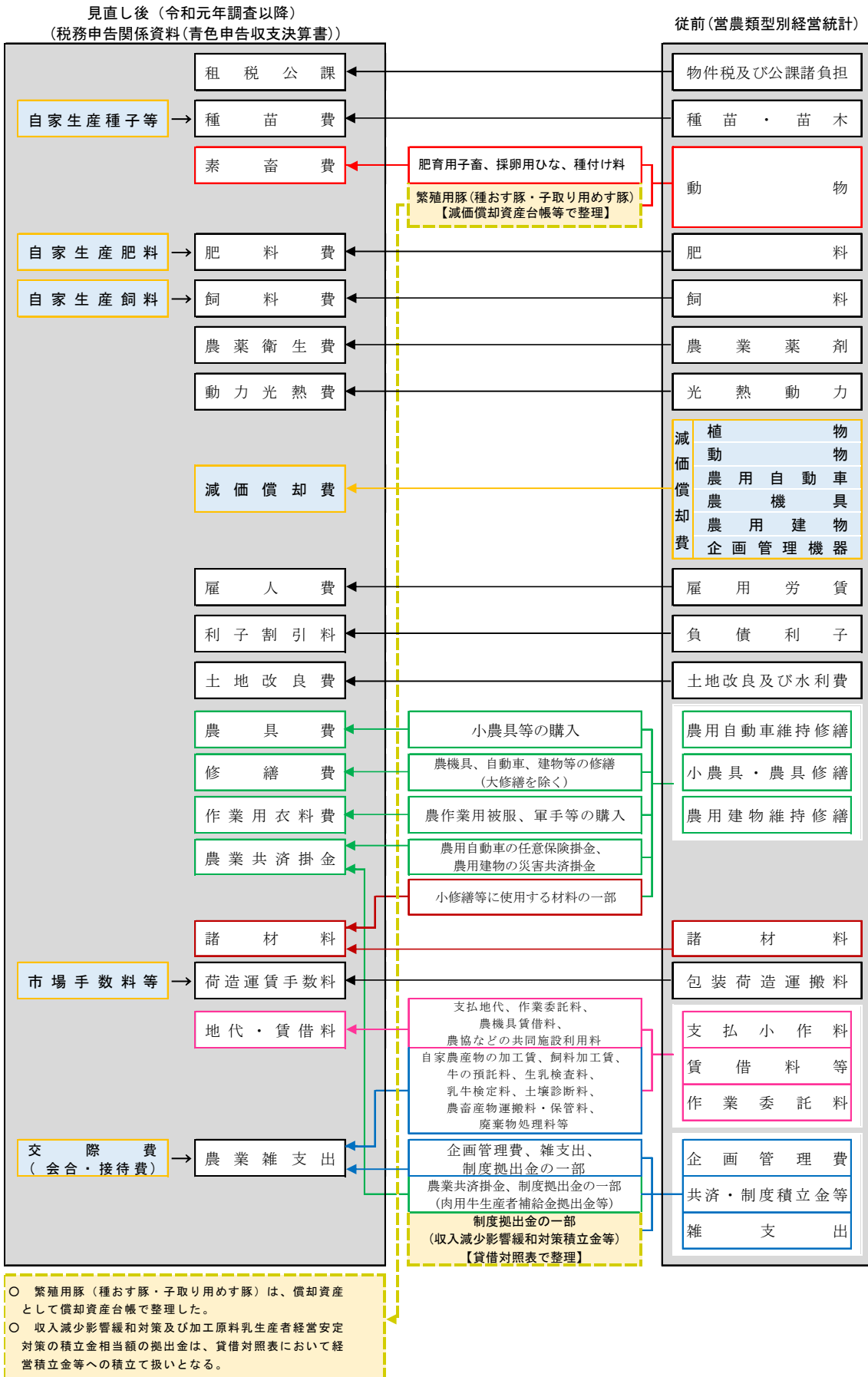


図4 新旧調査体系における支出項目の対応関係



(3) 調査対象品目の追加

税務申告資料を転記する調査票への変更を行ったことに伴い、「栽培きのこ類」を生産する事業については、税務申告上、農業の範疇に分類されることから、令和元年調査からは、栽培きのこ類を調査対象（その他経営）に追加した。

なお、「天然のきのこ類」を採取する事業については、税務申告上、林業に分類されることから調査対象としなかった。

(4) 復元推計の考え方

営農類型別経営統計は、平成30年結果までは、直近の農林業センサス（農林業経営体調査）の農業経営体数を母集団として5年間固定して復元推計してきたが、令和元年結果からは、母集団となる農業経営体数を固定せず、推定母集団を毎年作成して復元推計する方法に見直した。

具体的には、①農林業センサス実施年にあつては、当該農林業センサス結果に基づき母集団となる農業経営体数及び拡大乗率を決定（ベンチマークに設定）し、②農林業センサスの実施年の次年以降の4年間にあつては、ベンチマークである農林業センサス結果に農業構造動態調査の農業経営体数から算出した増減率を乗ずる方法を採用した。

ただし、③農林業センサス実施年の4年後の推計において、最新（推計翌年）の農林業センサス結果が公表されている場合には、最新の農林業センサスから前年の母集団を推計する方法を採用することとしており、令和元年調査の推計に当たっては、2020年農林業センサス結果（確定値）（令和3年4月27日公表）が公表されたことから、③の方法を採用した。

(5) 個人経営体における未回答項目の取扱いについて

令和元年調査から調査票の未回答項目のうち貸借対照表の主要な項目（①現金、②預貯金等、③売掛未収入金、④建物・構築物、⑤農機具等、⑥果樹・牛馬等、⑦土地、⑧流動負債、⑨買掛金、⑩短期借入金、⑪長期借入金）については、調査事項の営農類型別、全国農業地域別及び規模区分別の算術平均値により補定して集計した。

4 利用上の留意事項

(1) 令和元年以降調査結果については、3の(1)調査対象区分の見直しを行っていることから、平成30年以前の調査結果とは時系列比較できないことに留意されたい。

(2) 本資料で提供している数値のうち全国値以外は目標精度を設定していない。このため、利用に当たっては、個人経営体、法人経営体とも、「(1)事業収支の概要」の表の冒頭に掲載した「集計経営体数」に十分留意されたい。